



写真：流水観光砕氷船おーろら

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進め方

本計画は、網走市環境基本条例に示されているように、網走市だけで推進する計画ではなく、市民、事業者、市がそれぞれの役割に基づきながら推進する計画です。

「望ましい環境像」の実現に向けて、網走市と全市民が一体となって推進します。

2 推進体制

(1) 市民、事業者、市の協働

市民、事業者、そして市が協働して、国や世界の動向を把握しながら、環境の保全と創造に向けた取組を進めます。

市は、環境基本計画の施策を推進するにあたって、市民・事業者の理解や意見の反映に努めます。

(2) 環境保全審議会

市長の諮問機関である「網走市環境保全審議会」は、環境基本計画やその他の環境の保全と創造に関する基本的事項について、調査、審議します。

(3) 庁内体制

市は庁内が一体となって総合かつ計画的に本計画の推進に取り組む必要があることから、関係部課間の調整を図ります。

3 進行管理

環境基本計画が着実に実行されているか、定期的に施策の実施状況、進行状況などを点検、確認するとともに、「環境マネジメントシステム」に用いられる PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの考え方に基づいて、的確な進行管理を行います。